

教 育 委 員 会 会 議 次 第

平成 2 6 年 5 月 9 日 (金) 15:00
教 育 委 員 会 会 議 室

1 開 会

2 案 件

(1) 議 案

議案第 2 号 「人事について」

(服 務 争 訟 担 当 課 長)

(2) 協 議

協 議 ① 「付 属 機 関 の 設 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て 」

(特 別 支 援 教 育 課 長)

協 議 ② 「 平 成 2 7 年 度 に 北 九 州 市 立 義 務 教 育 諸 学 校 に お い て 使 用 す
る 教 科 用 図 書 の 採 択 方 針 等 に つ い て 」

(指 導 第 一 課 長)

(3) そ の 他 報 告

そ の 他 報 告 ① 「 陳 情 第 5 4 号 「 旧 日 本 軍 慰 安 婦 問 題 に 対 す る 国 の 誠 実 な 対
応 を 求 め る 意 見 書 に つ い て 」 」

(指 導 第 一 課 長)

そ の 他 報 告 ② 「 図 書 館 に つ い て 」

(生 涯 学 習 課 長)

3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- 1 開催年月日 平成26年5月9日（金）
- 2 開催時間 15:02～15:52
- 3 開催場所 教育委員会会議室
- 4 出席委員 川原房榮（委員長） 吉田ゆかり シヤルマ直美 伊藤一義 彌登 章
垣迫裕俊（教育長）
- 5 事務局職員 教育次長 岩渕 英司
総務部長 小澤 周三
学務部長 花本 潤一
指導部長 渡邊 義隆
教職員研修・企画担当部長 大庭 正美
生涯学習部長 宇佐美 健次
人権教育担当部長 大竹 順司
総務課長 平野 義人
企画課長 松成 幹夫
施設課長 佐村 良夫
指導企画課長 今村 剛志
指導第一課長 弥永 和利
指導第二課長 平池 秀幹
特別支援教育課長 入尾 忠之
教職員課長 太田 清治
学事課長 吉竹 直人
学校保健課長 安藤 光春
生涯学習課長 梅下 勝己
中央図書館庶務課長 嶋田 直紀
教育課程担当課長 河村 信孝
教育振興担当課長 山本 浩三
服務争訟担当課長 吉永 一郎
- 6 書 記 総務課庶務係長 田内 淳也
総 務 課 末永 圭
- 7 会議の次第 別紙のとおり

教育委員会会議録（平成26年5月9日）

1 開 会

15:02 川原委員長が開会を宣言

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・議案第2号 「人事について」
- ・その他報告① 「陳情第54号「旧日本軍慰安婦問題に対する国の誠実な対応を求める意見書について」
- ・その他報告② 「図書館について」

2 会議録署名委員の指名

川原委員長が会議録署名委員に、伊藤委員と彌登委員を指名。

3 案 件

(1) 公開案件

協議① 「付属機関の設置に関する条例の一部改正について」

特別支援教育課長が説明。

[説明要旨]

- ・付属機関の名称の改正
- ・付属機関の担任する事項の改正

シャルマ委員／2点伺う。1点目は、対象が「心身障害児」という表現から、「障害のある幼児、児童及び生徒」に改正することによって、子どもたちの対象がどのように広がるのか。新旧について伺う。

2点目は、これまでの就学指導というところに限定しない、早期からの教育相談支援という部分と、その後、就学した後の一貫した支援というところが大きく違うのではないかと理解した。具体的に早期というのがどのようなイメージで展開されていくのか。また、就学決定後の一貫した支援についても伺う。

特別支援教育課長／「心身障害児」から「障害のある幼児、児童及び生徒」と変わった点については、心身障害児という呼び名そのものが、最近は使われなくなったということが背景としてある。また、対象は、従来と変わらない。従来どおりの障害のある子どもたちで、「心身障害児」という名称を外した理由は、就学相談の対象となる子どもが、必ずしも障害の判定を受けていないケースがあり、保護者に少し抵抗感が出てくるということも憂慮し、名称を外したという経緯である。

2点目の早期からの就学支援については、就学予定児のみならず、その前々年度くらいも含め、早期支援コーディネーターが、保育園や幼稚園等に出向き、就学相談の案内をすることにより、就学先について相談していただくなど、できるだけ早くから保護者に理解していただき、就学を迎えてもらうなど、早期支援を行っている。

2点目の一貫した支援については、従来、就学相談を受けた場合に、就学先を決定し、通常学級に留意される場合には、留意内容として、小学校に対してこういった点について留意してくださいという申し送りをしてきたが、さらに積極的に、個別の教育支援計画を作成し、活用するように促したり、「合理的配慮」といったことについても小学校や転入先の学校にお知らせをする。

また、特別支援学級が望ましいのではないかと回答に対して、保護者の理解を得られずに、通常学級に入るケースもあるが、そういった場合に、再度就学相談を必要に応じて促すことを学校側に申し送りをするとか、実際、積極的にそういった申し送りに対して、本当に2年後なりに就学相談を受けるようになったのかということを追跡するなどの、取り組みをしていきたいと考えている。

吉田委員／早期支援コーディネーターの派遣先は、幼稚園に限られているのか。

特別支援教育課長／早期支援コーディネーターは、特別支援教育相談センターに配属され、保育園や私立の幼稚園も対象になっている。就学する子ども全体を対象と考えている。

吉田委員／了解した。就学相談などの情報は、どれくらい前から入るのか。

特別支援教育課長／基本的には、こちらから出向き、幼稚園などに、就学相談のあり方について広報活動をしていく。その時に、出向いた先で、相談があったら、その場で情報が得られるが、現状ではなかなかそこまで至っていない。また、前々年度の保護者からの積極的なアプローチは今のところ少ないので、こちらから、積極的に働き掛けて、教育相談や就学相談の前の段階の相談を上げていただくという取り組みを行いたいと考えている。

吉田委員／コーディネーターは、要請などに関係なく、1つずつ回り、掘り起こしをしているのか。

特別支援教育課長／まだそこまでは動いてないが、これから行いたい。

吉田委員／現在は、来てくださいという要請があった所に出向いているということか。

特別支援教育課長／それに合わせて、就学時に就学相談を受けた所に、その後のフォローとして、その園に出向き、いろいろな対応をするが、その時に、別の子どもの相談を受けるケースもある。

吉田委員／子どもが楽しく、意義がある過ごし方をするような施策というのは、大事だと思う。よろしく願います。

シャルマ委員／保護者の就学先の希望と答申が一致していない場合に、再度の就学相談を促したりという説明について要望する。答申と保護者の就学希望先が一致した場合でも、就学後の適応状況についてはフォローアップし、より子どもたち一人一人が、できるだけふさわしい環境で学習ができるようお願いしたい。

特別支援教育課長／答申と異なる措置の場合は、必ず追跡調査をする。適応状況も、必要に応じて様子を見に行くなどの対応をしている。また、普通学級に措置された場合も、情報を取りながら、適応状況を確認している。

シャルマ委員／フォローアップによって就学相談にフィードバックされ、より就学相談のやり方がふさわしいものになっていくのではないかとある。一人ひとりがどうなのかということだけに留まらず、就学相談のあり方にまで影響してくるのではないかと。よろしく対応をお願いします。

特別支援教育課長／追跡調査の結果は、就学指導委員会の中で報告している。

協議終了

協議② 「平成 27 年度に北九州市立義務教育書学校において使用する教科用図書の採択方針等について」

本議案の内容を指導第一課長が説明。

〔説明要旨〕

- ・採択方針（案）について
- ・教科用図書採択の仕組みについて
- ・平成 27 年度使用教科用図書の採択関係スケジュール（案）について

川原委員長／前回の採択方針と比べて、新たに加えたものなどについて伺う。

1 番の市立中学校の採択はないのか。この文面が、市立小学校・中学校となっており、括弧して特別支援学級となっているが、これはどういうことなのか。
指導第一課長／方針については昨年度と変わりはない。方針と別であるが、展示について、中央図書館を土・日開催で使用するということが大きな変更である。

対象は、小学校、特別支援学校の小学部・中学部、中学校の特別支援学級である。

川原委員長／表記の仕方を少し工夫したらどうか。

土・日の図書館の展示については、大変良いことだと思う。

指導第一課長／対象の表記については、明瞭になるよう考えたい。

シャルマ委員／特別支援学級は、知的や情緒など、種類があるが、これは知的だけなのか。

教育課程担当課長／基本的に、情緒学級については、通常学級と同じ教育課程であるため、通常学級と同じ教科書である。基本的には知的の分になる。

協議終了

吉田委員発議

吉田委員／スマホや携帯の10時オフという運動は、どの程度、浸透しているのか。

指導第一課長／携帯10時オフについては、家庭のルールづくりも含めて、PTA協議会が主体となって取り組んでいる。現在、各小・中学校のPTA協議会の各区の総会が開催されているので、そこに指導二課の担当課長や指導主事が出席し、PTA協議会と連携しながらこの運動を進めるということをお話している段階である。

それから、子どもたちへの周知についても、各学校のPTAから保護者にも伝えるという運動をしている。8月に実施する「いじめ防止サミット」でも、子どもたちから、10時に携帯電話の電源を切ろうという声が出るようなことを考えている。

吉田委員／よろしく願います。

伊藤委員／子ども家庭局でも携帯電話のルールづくりで、携帯電話を9時に切るという話がある。PTA協議会は10時、子ども家庭局は9時ということで、そこは統一し、10時でやっていきませんかという話を、投げかけている。出来ればPTA協議会と子ども家庭局、市民センターも巻き込んで、市民、小学校応援団など、市内全部の団体を巻き込んだ10時オフの運動を進めていこうという話が、出ているところである。

吉田委員／他の市町村で9時オフが始まっている。子どもにとっては、9時は厳しいかもしれないという感じする。

伊藤委員／小学校の高学年になると塾などがあるので、9時に塾が終わり、それから帰る。そこで、9時にオフさせるのがいいのかという議論があったが、やはり10時が一番妥当なのではないかということで、10時オフになった。北九州は10時オフを進めたいと考えている。

川原委員長／本件について、情報が入ったら、報告いただきたい。

(2) 非公開案件

その他報告① 「陳情第54号「旧日本軍慰安婦問題に対する国の誠実な対応を求める意見書
について」

指導第二課長が報告。

[報告要旨]

- ・ 処理方針について

報告終了

その他報告② 「図書館について」

生涯学習課長が報告。

[報告要旨]

- ・ 八幡図書館の移転先の内容について
- ・ これまでの経緯について
- ・ 今後のスケジュール（案）について

報告終了

議案第2号 「人事について」

本議案の提案理由を服務争訟担当課長が説明。

〔提案理由要旨〕 地方公務員への信頼を著しく損ない、地方校務委員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反した教職員に対し、地方公務員法第29条の規定に基づき、相当の懲戒処分を行うもの。

非公開案件のため、質疑省略。

原案可決

抜粋

4 閉会

15:52 川原委員長が閉会を宣言。